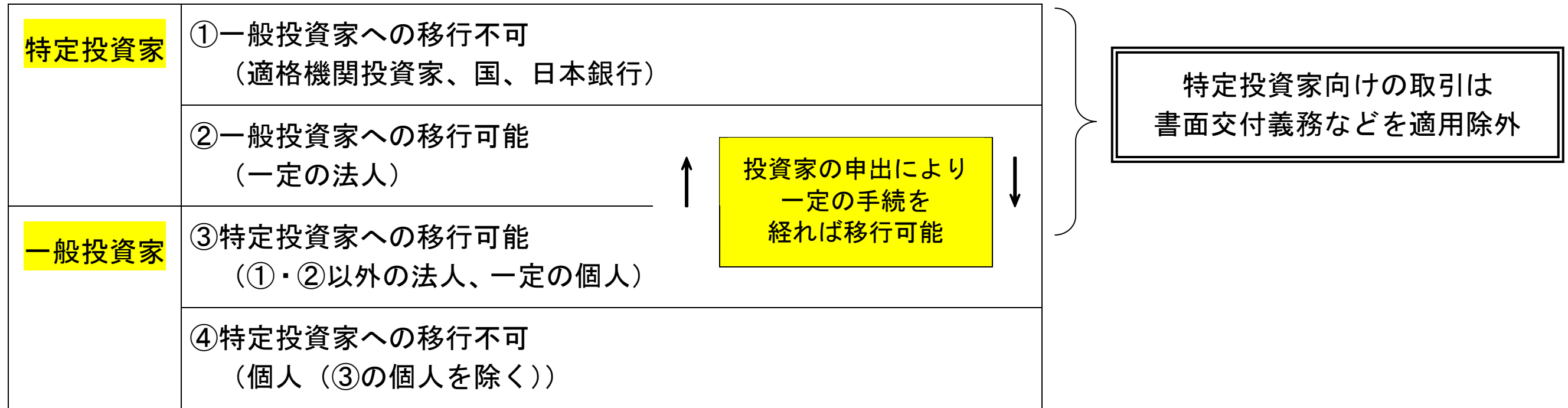


特定投資家（プロ）と一般投資家との区分



- 「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲**
- ▽ 地方公共団体
 - 政府系機関
 - 特定目的会社
 - 上場会社
 - 資本金5億円以上と見込まれる株式会社
 - 金融商品取引業者・特例業務届出者
 - 外国法人
- など

- 「特定投資家への移行可能な個人」の範囲**
- ▽ 1年以上の取引経験があり、取引状況などから合理的に判断して
 - ・ 純資産額3億円以上
 - ・ 投資性のある金融資産3億円以上
 と見込まれる個人
 - ▽ 任意組合・匿名組合などの運営者である個人
(出資合計額3億円以上の組合、全組合員の同意取得が要件)

- 「一般投資家」「特定投資家」間の移行の手続（現行）**
- ▽ プロからアマ、アマからプロへの移行の効果は、1年間（その間は属性変更できない）。
 - ▽ アマからプロへ移行した顧客が、期限日までに申出を行わなかった場合、プロに戻る事となる。（プロに戻った後の最初の取引の際に、金商業者は当該顧客にプロとして扱う旨を告知。）